

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月5日(木)午後1時30分から午後3時43分

2. 開催場所 役場1階第2会議室

3. 出席委員(11人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治

推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	吉江 平二
	野澤 洋光
	野澤 典生
	宮島 勇

4. 欠席委員(3人)

	小澤 さよみ
	原 美子
	古村 孝

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 なし

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### <中村委員>

開会前の貴重なお時間に申し訳ありません。このたび怪我をいたしまして、心配や  
らご迷惑をおかけしました。会のほうから丁重にお見舞いをいただきましてありがとうご  
ざいました。おかげをもちまして、なんとか元に戻りつつありますので、これから気をつ  
けながらやっていきたいと思えます。

### (開会)

#### <新村職務代理>

みなさんこんにちは。今年が平成から令和に年号が変わりまして、そうしたらあ  
つという間に12月に入りました。いろいろ活動はありましたけれど、1年間あつという間  
だったと思うこの頃です。ただ今から12月の辰野町農業委員会の総会を開催いた  
します。

#### <赤羽事務局長>

本日の欠席ですけれど、原農業委員さん、小澤農業委員さん、古村推進委員さん、  
3名の方が欠席ということでご連絡をいただいています。

### (会長あいさつ)

#### <福島会長>

あらためてこんにちは。先ほど、もう年末という話が出ましたが、今年が台風19号  
や霜であんまりこれっていうのはなかったんですけど、たまたまソバの関係や田んぼ  
の関係は豊作でありました。JAも米の収穫をしましてなんとかいいお米ができました。  
この間、東御市の先進地研修に行ってきたわけですけれど、長野県は広いわけだ  
けれど、クルミを作ったり、立派な道の駅があつてそこでなかなか良いソバの食事だ  
といただきました。その近くに県と国でやっているワイン用のぶどうも盛んに植わっ  
ているところでした。なかなか西日が当たっている所を28ha開墾して、5年もすれば  
立派なワイン用のぶどうができるという所を見させていただきました。頑張つてやらな  
ければ辰野町も置いていかれちゃうなと感じながら、研修をしてもらいました。これか  
らもいい案がありましたらどしどし出していただいて、立派な農業委員会ができること  
をお願いして挨拶とさせていただきます。どうもご苦労様です。

### (議事録署名委員の指名)

#### <福島会長>

6番の一ノ瀬委員さんと7番の中村委員さん、よろしく願いいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

**【議案第1号、3条の規定による許可申請について1~4番朗読】**

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

岡谷市川岸東…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字上平出…番…、地目は田、面積607㎡を、

大字平出…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲受人のBさんは申請地隣接の農地も耕作しており、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は385アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村代理>

11月10日に古村推進委員さんとBさん、私の3人で確認いたしました。ここは岡谷市川岸の方たちが結構作っている場所なんですけれども、この所有者の方も川岸の方です。そして以前からBさんをお願いして作ってもらっていた所です。この土地は地番整理も済んでいますし、境もはっきりしていましたので、Bさんが引き続き作っていたということで問題ないと思いますが、ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問意見等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのCさん、Dさんが共同で所有いたします、  
大字上島字追ヶ崎…番、地目は田、面積 592 m<sup>2</sup>を、  
大字上島…番地…にお住まいのEさんが取得するものです。

譲受人のEさんは現在申請地を貸借し耕作しておりますが、経営安定のために取得したいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 519 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

#### <吉江推進委員>

11月20日にEさんと原委員と私の3名で立ち会いました。現地なのですが、…駅より100mほど上流にありまして、平成18年の災害のときに水害にあつて、その後耕地整備をした所だそうです。Eさんが現状作っておられて、境界もはっきりしており、横には4m近い道もありますから、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

#### <福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願ひします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字澤底…番地…にお住まいのFさんが所有いたします、  
大字澤底字岩花…番…、地目は畑、面積 933 m<sup>2</sup>および  
大字澤底字岩花…番…、地目は畑、面積 1429 m<sup>2</sup>を、  
大字澤底…番地にお住まいのGさんが取得するものです。

譲受人のGさんは現在申請地を貸借しておりますが、経営安定のために取得したいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 1045 アールで下限面積を超え

ております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村代理>

11月19日に司法書士の佐藤Hさん、古村推進委員さんと私とで立ち会いました。Fさんが手放して、Gさんが牧草地として購入するということです。Gさんの…置き場がすぐ上にありまして、排水が流れたりして田んぼとしては使いにくいということで、牧草地として購入して使いたいということでしたので、形が正方形でもなく、川に沿った田んぼになっていますので、他の土地には差し障りはないと思います。問題ないと思いますけれど、ご審議よろしくおねがいします。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。

<宇治推進委員>

教えてほしいんですけど、ここは登記簿上田になっていて、現況畑で、現況とおりに畑として使いたいということですよ。田から畑へ変える手続きは特に必要ないということですよ。

<唐澤事務局次長>

はい、そうです。現況地目が畑ですので、田んぼの形状をしていますが畑の状況ですので、必要ありません。

<福島会長>

ここは道より低いところだよ？

<唐澤事務局次長>

上に…施設がありまして、今代理からご説明いただいた不安があったものですから、事務局経由で地域振興局、普及センターに現地確認に入ってもらいました。そのような指導体制はとっているつもりですので、よろしくをお願いします。

<福島会長>

そのほか何かありますか？無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのIさんが所有いたします、

大字伊那富字泉水…番…、地目は畑、面積115㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのJさんが取得するものです。

譲受人のJさんは長年申請地を耕作しており、経営安定のために取得したいということ申請がありました。

この件について、それぞれの譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は、36アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

11月20日に現地を立会いしております。…で道を挟んで土手沿いの小さい土地ですけれど、ここは以前からIさんからJさんが借受けて耕作しているところで、今回正式に譲り受けということになりますけれど、地籍調査等もしっかりされており、問題は無いと思われま。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第1号、4条と5条の規定による同時許可申請について1番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字町裏…番…、地目は畑、面積176㎡に住宅および駐車場の拡張をするための申請でございます。

本件の転用事業者は土地の所有者でありますAさんと息子さんの2名になり

ます。所有者のAさんからは4条、息子さんからは5条の申請がそれぞれ出されております。関連する案件でありますので4条と5条2番をあわせてご説明させていただきます。

5条2番、使用貸借権の設定でございます。申請地は同じく大字伊那富町裏…番…で、大字伊那富…番地…にお住まいのBさんが無償で借受け、住宅および駐車場を拡張するための申請でございます。

申請者は、町内のアパートにて家族4人で生活しておりますが、子供の成長にともない手狭になったことや、申請地隣に所在する父親経営の会社を手伝うために、既存住宅を増改築した二世帯住宅の一部および家族の自家用車3台分の駐車場としたい計画です。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

#### <野澤洋光推進委員>

小澤委員、Cと一緒に確認いたしました。地図にもありますDを経営されているのがお父さんのAさんで、息子さんがここに住むために家を増築する。については今の…という畑なんです、ここに家を建てたいということで4条と5条の申請になっています。境界等はしっかりしています。元々Aさんの土地で親子の間の4条5条ということで全く問題はないと思います。

#### <福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。

#### <中村委員>

持分はあるの？4条はいらぬような気がするんだけど。5条だけでもいいと思うんだけど。

#### <事務局>

既存の建物にお父さんが現在住まれています、そこを増築するにあたり、その増築した一部が今回の申請地に入ってきて、そこにお父さんも住むので、お父さんの農地にお父さんが事業をする4条と、お父さんの農地に息子さんが事業をする5条と両方の申請となっています。

<野澤洋光推進委員>

土地の所有権は移転しないので、5条だけのほうがすっきりするのでは。

<中村委員>

176㎡のうちのいくらかをAさんが転用するなら必要かもしれないけれど、全部転用しちゃうので息子さんだけでいいような気がする。

<野澤洋光推進委員>

既存の敷地はお父さんの所有権のまま。亡くなった時の相続という形にすれば一番合理的だと思うんですよね。わざわざ5条にしなくても。ま、その家族間でやられていることなので。

<事務局>

申請地については使用貸借なので、名義はお父さんのまま。お父さんが自分の農地に増築するのでそれについては4条。お金を借りるのは息子さんであり、お父さんの農地を借りて上に家を建てるので5条。

手続きについては県に確認しますので、どちらかが不要であれば次回の総会で報告、削除させていただきたいと思います。

<福島会長>

4条について賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

5条2番この件について賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、賃貸借権の設定でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

松本市白板…丁目…番…号にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富字相ノ沢…番…、地目は畑、面積1176㎡のうち150㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのFさんが借り受け、駐車場を新設するための申請であります。



譲受人のFさんは申請地北側の、地図で色塗りをしてある部分でGを経営しており、申請地を譲渡人のEさんより農地として借り受けていました。今まで…者および…利用のお客様には私道に駐車していただいていたのですが、すれ違いができず駐車の入替えに不便をかけていたため、このたび申請地の一部に7台分の駐車場を新設したい計画であります。

申請地は山林と川に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第五条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でしたが、令和元年7月24日に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

#### <野澤洋光推進委員>

現地を10月23日に小澤委員と確認しております。Gさんの駐車場にしたいということで、その前に農振地域からは7月に除外が済んでいますので、問題ないと思います。

#### <福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

3番の説明をいたします。所有権の移転でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのHさんが所有いたします、

大字伊那富字南湯舟…番…、地目は畑、面積467㎡を

松本市大字三才山<sup>みさやま</sup>…番地…にお住まいのIさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のHさんは高齢のため耕作ができず、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のIさんは、申請地近くの地図で色塗りをしてある所で既に太陽光発電施設の経営をしており、町外にお住まいですが、既存施設と一括して管理しやすいことから申請地を選定し、業務を拡大して経営安定をはかるため、太陽光発電施設を新設したい計画であります。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

小澤委員、業者の方と現地を確認しております。この地籍は太陽光がいくつか設置されており、確かに農地としては傾斜地であったり、使いにくい土地でありますので、なかなか農業で継続するのは難しいだろうなという所です。ここに新たに太陽光を作りたいという話で確認しています。地籍はしっかり境界等もできておりますし、既に今回太陽光を作られる方は既存の経営もされていますので問題ないと思います。太陽光が増えている地籍ですので、今後も増えることが予想されますが、一定の条件を付けながらやむを得ないだろうなと思っています。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計21件、32筆、面積は43,370㎡、詳細は議案書の9ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】**

<唐澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計7件、8筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書12ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候

補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と5筆合計5,692㎡について10年1ヶ月の使用貸借権を、1筆1,301㎡について5年1ヶ月の使用貸借権を、2筆合計785㎡について10年1ヶ月の賃借権を設定するものです。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### **【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】**

<唐澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく12ページをご覧ください。Aさんへ3筆合計3,561㎡について10年1ヶ月の使用貸借権を、1筆1,301㎡について5年1ヶ月の使用貸借権を、Bさんへ1筆949㎡について10年1ヶ月の使用貸借権を、Cへ2筆合計785㎡について10年1ヶ月の賃借権を、Dさんへ1筆1,182㎡について10年1ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とAさん、Bさん、C、Dさんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

議事につきましてはここで終わりにしたいと思います。

---休憩---

<一ノ瀬委員>

中間管理機構について途中解約する場合にはどういう手法でもって両者が合意す

れば解約できるのか、なんらかの書類の提出をしなければいけないのか教えてほしい。

<唐澤事務局次長>

調べて報告します。書類は必要になると思います。今回法改正がありますが、その前は変更がしづらいという評判でやりづらかったというのがありまして、中間管理推進員の飯澤誠さんが調整するのにすごく苦労したという話です。

その他（事務局）

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○上伊那農業委員会協議会における農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

・功績者・・羽場 Aさん(86歳) <福島会長推薦>

羽場営農組合長をH20年から8年歴任。羽場耕作者組合25名の主となり田んぼ18枚、ソバ等耕作。収穫祭やもち米販売、大豆で味噌づくりを長年行ってきた。JAでは地域の総代を3年間歴任。

・名人・・B農園 Cさん(70歳) <福島会長推薦>

ご主人を早くに亡くされ、20年位一人で田んぼやりんご、コンバイン等を動かしてきた。りんごについては北大出の女性部を作り、県の職員から指導を受けながらりんごの新種を勉強して、りんご園を守ってきた。野菜は学校給食へ提供している。

○令和元年度台風19号等災害義援金について

長野県農業会議より依頼あり。平成30年7月の豪雨災害時の義援金に準じ1人あたり500円。

○農業委員等の綱紀粛正について

他県農業委員会における農地法違反による逮捕を受け、農業委員会組織が担っている職務の重要性を認識していただき、あらためて委員の皆様が法令を遵守に公平な職務の遂行に務めるよう、綱紀粛正の徹底を図る。

○収穫したえごまの実の活用について(別紙参照)

えごまの無料配布は来年2月ごろ予定

えごま油は委員さんへ各2本、事務局へ各1本配布

昨年は町内飲食店に低価格で販売。今年度は中学校に無料配布？(案)

他にも何か案があれば出してもらおう。

- 令和元年度農地パトロール結果資料の配布について  
別紙参照  
A 判定農地が減少したが B 判定へ移行した農地が増えた。

- 農地相談活動の情報共有について  
別紙参照  
事務局へ農地相談にこられた案件を、委員全員で情報を共有していくために今後資料を配布していく。
  - ・小野下雨沢畑地への太陽光発電建設案件について
  - ・澤底鴻ノ田での太陽光発電施設案件について

- 農業委員会手帳(2020年版)の配布について  
手帳配布(写真入り) 活用していただきたい。

<赤羽事務局長>

12月議会に、インセンティブ条例、農地最適化交付金を活用してそれぞれ農業委員の皆様の実績に応じた能力給の上乗せができるという条例の議案を上程している。最終日の委員会の審議を得たうえで最終決定となりますので、ご承知おきいただきたい。

- 農業委員お揃いのポロシャツ、ジャンバーの提案(一ノ瀬委員より)  
試着品あり  
ポロシャツについては役場の発注に合わせて事務局にて対応  
ジャンバーは今後希望を聞きながら決めていく。

○次回委員会総会開催日:1月8日(水) 午後3時00分から 役場第2会議室  
終了後、役場おひさま食堂にて新年会開催 午後5時から

- ・メニューはえごま料理を使ったものをメインに。
- ・川島のそばを提供したい(根橋推進委員より)

<赤羽事務局長>

このあと、まだ検討会もありますので、一度総会は閉めさせていただきます。

(閉会)

< 新村職務代理 >

寒い会合になりましたけれど、長時間の審議ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印